

平成24年3月30日
ホットライン運用ガイドライン検討協議会

意見募集に寄せられた御意見及び
これに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について

第1 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容に関するもの

御意見の概要	御意見に対する考え方
医師をアドバイザーに追加したことは評価できるが、児童ポルノ該当性の判断を誤る可能性はあるので、慎重な対応をお願いしたい。	今後の運用に当たっての参考とさせていただきます。
プロバイダ等がなすべき対応を送信防止措置に限定することは、妥当でない。	第2の1「違法情報に関する対応依頼」等に関する改訂は、違法情報についても送信防止措置以外の対応をプロバイダに対して依頼することができる旨明記したものであり、御意見の趣旨に沿ったものであると考えます。

第2 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容以外に関するもの

1 ホットライン運用ガイドラインに関するもの

御意見の概要	御意見に対する考え方
携帯サイトに掲載されている卑わいなマンガのバナー広告を規制すべきである。	今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しない御意見につきましては、今後の改訂等に当たっての参考とさせていただきます。
実在しない児童を描写したイラスト等は「児童ポルノ」に該当しない旨規定すべきである。	今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しない御意見につきましては、今後の改訂等に当たっての参考とさせていただきます。
違法情報に関する送信防止措置依頼書書式の文例について、実在しな	

<p>い児童を描写したものは、依頼の対象となる「画像」に含まれない旨記載すべきである。</p>	<p>なお、脚注15において、「「実在しない児童」を描写したものについては、児童ポルノに該当しない」と既に明記されております。</p>
<p>いわゆる「脱法ハーブ」と呼ばれる違法ドラッグの販売等についても、違法・有害情報として規制すべきである。</p>	<p>今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しない御意見につきましては、今後の改訂等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

2 ホットライン運用ガイドラインの運用に関するもの

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>児童ポルノ該当性の判断は慎重に行うべきである。</p>	<p>今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しない御意見につきましては、今後の運用の参考とさせていただきます。</p>
<p>いたずらで通報がなされるおそれがあることから、匿名によるインターネット利用者からの通報は、原則として認めるべきではない。</p>	<p>今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しない御意見につきましては、今後の運用の参考とさせていただきます。</p>